

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 縿 警 察 の 長
(参考送付先)
各 附 屬 機 関 の 長

原議保存期間	3年(令和3年3月31日まで)
有効期間	一 種(令和3年3月31日まで)

警 察 庁 丙 交 企 発 第 95 号
令 和 2 年 1 2 月 1 日
警 察 庁 交 通 局 長

「普通自転車の型式認定基準」の一部改正について

普通自転車の型式認定基準については、「原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定制度の運用等について」(平成4年11月6日付け警察庁丙交企発第118号)（以下「通達」という。）により運用しているところであるが、本日、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第70号）が施行され、普通自転車の大きさ等の基準が見直されたことに伴い、同通達別紙通達⑥「「普通自転車の型式認定基準」の制定及びこれに伴う型式認定等の運用について」(昭和54年12月1日付け警察庁丙交企発第100号)別添「普通自転車の型式認定基準」を別添の通り改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、通達中、別紙通達⑦「「普通自転車の型式認定基準」の改正について」(昭和55年2月27日付け警察庁丙交企発第7号)は廃止する。

別添

普通自転車の型式認定基準

構造及び性能の基準	試験の方法										
<p>1 構成 普通自転車は、次表に掲げる部品又はこれと同等の機能を有するものにより構成されていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>部品</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車体・車輪部</td><td>フレーム、前フォーク、サドル、ハブ、スポーク、リム、タイヤ、チューブ</td></tr> <tr> <td>駆動・制動部</td><td>ギヤクラシック、ペダル、チーン、フリーホイル、ブレーキ</td></tr> <tr> <td>操縦部</td><td>ハンドル、にぎり</td></tr> <tr> <td>安全付属部</td><td>反射器材又は尾灯 警音器</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 小型であって、JISD9302 の適用を受けることとなる自転車については、反射器又は尾灯のいずれも備えなくてもよいものとする。</p> <p>2 車体の大きさ及び構造 車体の大きさ及び構造は、走行状態において、次のとおりであること。</p> <p>2.1 車体の大きさ 長さ 190 cm以下及び幅 60 cm以下であること。</p> <p>2.2 車体の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 2輪以上4輪以下であること。 (2) 側車を付していないこと。 (3) 1つの運転者席以外の乗車装置を備えていないこと。 (4) 通常の乗車走行及び取扱い操作において身体に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突出部又は鋭いかど、とがり等の先鋒部がないこと。 	項目	部品	車体・車輪部	フレーム、前フォーク、サドル、ハブ、スポーク、リム、タイヤ、チューブ	駆動・制動部	ギヤクラシック、ペダル、チーン、フリーホイル、ブレーキ	操縦部	ハンドル、にぎり	安全付属部	反射器材又は尾灯 警音器	<p>1 構成試験 部品構成表により目視で調べる。</p> <p>2 車体の大きさ及び構造試験</p> <p>2.1 長さは、フレーム中心面に平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定する。なお、泥よけ、スタンダード、キャリア、後写鏡等の取付け部品を含める。</p> <p>2.2 次の各項について車体各部の構造を調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (2) 目視で確認する。 (3) サドルは、2以上なく、サドル座面の長さが 35 cm以下であることを確認する。 (4) 次項について確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ア ハンドル、ブレーキレバー、変速レバー、ペダル外側部及びスタンダード等の端部が鋭利な突出部でなく、かつ、後写鏡、ウイングナット、キャリア等において鋭利な突出部がないこと。保護キャップ等で被覆したものにあっては、容易に離脱しないこと。 (注) 鋭利な突出部とは、身体にふれ易い部分の本体より 8 mm以上突出しているものをいう。ただし、端部が半径 6 mm以上の面取りがしてあるもの（長辺 12 mm、短辺 3 mmのものに限る。）を除く。 イ 身体のふれ易い部分に鋭利な先端部が
項目	部品										
車体・車輪部	フレーム、前フォーク、サドル、ハブ、スポーク、リム、タイヤ、チューブ										
駆動・制動部	ギヤクラシック、ペダル、チーン、フリーホイル、ブレーキ										
操縦部	ハンドル、にぎり										
安全付属部	反射器材又は尾灯 警音器										

(5) 通常の乗車姿勢で運転中、ペダルが地面と接触しないものであること。

(6) ダイヤモンド型フレームを用いたものにあっては、乗降に支障のある高い部分が座面付近にないこと。

3 制動装置の構造、形状及び性能

3.1 構造及び形状

(1) ブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にあり、かつ、手を用いて容易に操作できる位置にあること。

ないこと。

(注) 先端部とは、身体にふれ易い部分がせん断やせつ削したままの状態のもの、溶接などによるぱり等の部分(8mm以下の突起を含む。)をいう。

ウ 身体の触れ易い部分にあるネジは、ナット面よりその径をこえて突出していないこと。

エ ハブ軸にステップナット又はこれに類する突出部がないこと。

オ インナーワイヤの端末については、ほぐれないよう確実に処理されていること。

キャップ等で被覆したものにあっては、つかみ金具を用いて 20N (2kgf) の離脱力に耐えること。

(5) ペダルを水平に、クランクを最低位置にして自転車を垂直に立てた状態から側方に 20 度傾けたとき、ペダル又は他の部分(タイヤを除く。)が地面に接触しないこと。この試験は補助輪のあるものは、これを取りはずして行う。

(6) サドル又はサドル取付け具などにおいては、座面中央部より 170 mm 以上高い部分がないこと。

3 制動装置の構造、形状及び性能試験

3.1 構造及び形状試験 次の事項について確認する。

(1) サドルとハンドルを、乗員に適応した位置に調節した自転車に、通常の乗車姿勢で乗車し、低速で走行してブレーキ操作の容易さを調べる。なお、ブレーキレバーの幅については、下表による。

(注) 通常の乗車姿勢とは、サドルとハンドルを運転者にとって正常かつ快適な位置に調節した自転車において両手でハンドルを握り両足をペダルに置き、かつ、ペダル、ブレーキ、ハンドルの操作が円滑かつ容易にできる状態の乗車姿勢をいう。以下同じ。

(単位 mm)

区分 (最高サドル 地上高さ)	ブレーキレバ ーの端か らの距離	ブレーキレバ ー外側とハンドル バーにぎり部外 側との最短距離
小 型 (635 以下)	20	60 以下

中 型 (635 をこえ 750 以下)	40	85 以下
大 型 (750 をこえ る)	40	100 以下

- (2) 前車輪及び後車輪をそれぞれ別系統で確実に制動できること。
- (3) 反復して制動した場合において、制動装置各部及び取付部に異常を生じないこと。

3.2 性能

乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が 10 km/h のとき、制動操作を開始した場所から、3 m 以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

(注) 最高サドル地上高さとは、サドルをはめ合せ限界標識の位置まで上げたときのサドル座面中央部の地上面からの高さをいう。

(2) 前車輪及び後車輪用制動装置がそれぞれ別々に作動すること。

(3) 次項について確認する。

ア ブレーキレバーの端から 25 mm の位置に 450N (45 kg f) (小型にあっては 200N (20 kg f)) の力を繰り返し 10 回加えてもブレーキレバー各部及び各取付部に異常を生じないこと。

イ サドルに体重 60 kg (小型にあっては 45 kg) の人が乗車してブレーキレバーの端から 40 mm (小型にあっては 20 mm) の位置に 350N (35 kg f) (小型にあっては 150N (15 kg f)) の力を定負荷装置により加え乾燥した平たんな舗装路面の上で自転車を前後に 80 mm 以上往復 6 回押し動かしたとき制動装置各部及び各取付け部に異常を生じないこと。

ウ ハンドルとブレーキレバーは、4N·m (40 kg f·cm) (小型にあっては 2.5N·m (25 kg f·cm)) のトルクを加えたとき回らないこと。

エ ブレーキのワイヤーは操作上必要な長さを有し、著しいたわみのないこと。

3.2 性能試験

3.1(3)の試験を終了したのち、次の条件で制動試験を行い、停止距離を確認する。また、この場合横すべり又は異常音がなく、ハンドルがとられないことを確認する。

ア 無風状態 (3 m/s 以下) で乾燥した水平かつ平たんな舗装路面

イ 乗員の体重 60 kg (中型、小型にあっては 45 kg)。ただし、乗員の体重が 60 kg 又は 45 kg より重い場合は、1 kgあたり 0.05 m の割合で停止距離を大きく補正してもよい。

補正の限度は 1 m までとする。コースターブレーキについては距離補正をしない。

ウ 前後それぞれのブレーキレバーに、大

型は、100N (10 kg f)、中型は 70N (7 kg f)、小型は 55N (5.5 kg f) の操作力を同時に加える。

エ タイヤの空気圧は、表示空気圧による。
表示空気圧のない場合は次表による。

タイヤの形状及び タイヤの幅の呼び	標準空気圧 N (kg f) /m (cm)
B E 形で幅の呼び $1\frac{3}{4}$ 未満の もの、H E 形	0.25 (2.5)
B E 形で幅の呼び $1\frac{3}{4}$ 以上の もの、W O 形	0.3 (3)

オ 3 回の有効な測定値が、いずれも 3 m 以内の停止距離とする。

カ 制動初速度は 10 km/h の 10 % 以内において次の式により補正して停止距離を算出してもよい。

$$S_c = (V_s / V_m)^2 \cdot S_m$$

(注) S_c = 補正停止距離、

V_s = 所定試験速度、

V_m = 測定試験速度、

S_m = 測定停止距離、

4 反射器又は尾灯の構造、形状及び性能試験

4 反射器材又は尾灯の構造、形状及び性能

(注) 小型であって、JIS D9302 の適用を受けることとなる自転車について、反射器又は尾灯を備えている場合には、この項を適用する。

4.1 構造及び形状

反射器又は尾灯は、走行中後方より容易に見える位置に、正しく、かつ、確実に取り付けられていること。

4.1 構造及び形状試験

次の区分に応じそれぞれの事項を確認する。

(1) 反射器材

ア 反射器材の頂点が車軸より上にあり、サドル上面より 75 mm 以上下方の位置（小型にあっては、運転者の衣服で隠されるおそれのない位置）に取り付けられていること。

イ 反射器の光軸（広角型にあっては主光軸）が自転車の進行方向と反対の方向に取り付けられていること。

ウ 反射器の側面に 70N (7 kg f) (フレーム以外の部分に取り付けられるものにあっては 50N (5 kg f)) の力を 30 秒間加えても、その取付け部に破損、変形、その他の著しい欠点を生じなく、また、反射面の向きが 10 度以上傾かないこと。

(2) 尾灯

ア JIS D9301 又は JIS D9302 に係る表示が

4.2 性能等

(1) 反射器材の性能及び色

自転車に備え付けられている場合において、夜間後方 100 m の距離から道路運送車両の保安基準第 32 条第 2 項の基準に適合する前照灯で照射したときにその反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。反射光の色は赤色（ペダル用にあっては赤色又は橙色）であること。

(2) 尾灯の性能及び色

自転車に備え付けられている場合において、夜間後方 100 m の距離から、その灯光を容易に確認できるもので、実用に耐えるものであること。灯光の色は赤色であること。

5 警音器の構造、形状及び性能

5.1 構造及び形状

正しく、確実に取り付けられ、かつ、正常に作動すること。

行われている自転車に備え付けられている場合

a 尾灯の頂点が車軸より上にあり、サドル上面より 75 mm 以上下方の位置（小型にあっては、運転者の衣服で隠されるおそれのない位置）に取り付けられていること。

b 尾灯の側面に 70N (7 kg f) (フレーム以外の部分に取り付けられるものにあっては 50N (5 kg f)) の力を 30 秒間加えて、その取付け部に破損、変形、その他の著しい欠点を生じなく、また、尾灯の向きが 10 度以上傾かないこと。

イ JISD9301 又は JISD9302 に係るいづれの表示も行われていない自転車に備え付けられている場合

JISD9301 又は JISD9302 に定める規格以上のものであることを証明する公的な検査機関の試験成績表により確認とともに、アの a 及び b の事項について確認すること。

4.2 性能等試験

(1) 反射器材の性能及び色試験

自転車用反射器の型式認定基準に定める基準に適合する旨の表示が行われていることを確認し、当該表示が行われていないものについては、当該型式認定基準に定める基準以上のものであることを証明する公的な検査機関の試験成績表により確認する。

(2) 尾灯の性能及び色試験

JISD9502 に係る表示が行われていることを確認し、当該表示が行われていないものについては、自転車の車体中心面における後方であって、尾灯の中心と同じ高さの点において、0.25cd 以上の光度を有することを照度計で確認する。

5 警音器の構造、形状及び性能試験

5.1 構造及び形状試験

(1) ベルを用いる場合

JISD9301 又は JISD9302 に係る表示が行われていることを確認し、当該表示が行われていない自転車については、操作レバー又はスイッチが走行中容易に操作できる位置に確実に取り付けられ、正常に作動することを目視及び操作により確認する。

(2) ベル以外の警音器を用いる場合

警音器の操作レバー又はスイッチが走行中容易に操作できる位置に確実に取り付けられ、正常に作動することを目視及び操作

5.2 性能 適切な音色で適當な音量の音を発すること。	により確認する。 5.2 性能試験 (1) ベルを用いる場合 JISD9451 に係る表示が行われていることを確認し、当該表示の付されていないものについては、JISD9451 に定める基準以上のものであることを証明する公的な検査機関の試験成績表により確認する。 (2) ベル以外の警音器を用いる場合 ア 警音器の音は、1 m離れて 70 ホン以上あることを騒音計で確認する。 イ 音は連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであることを確認する。 ウ サイレン又は鐘でないことを確認する。 6 構成部品の構造及び性能
6 構成部品の構造及び性能 制動装置、尾灯、反射器及び警音器以外の構成部品（構造及び性能の基準 1 構成の表に掲げる部品をいう。以下同じ。）の品質及び取付けの状態は次によるものであること。	6 構成部品の構造及び性能試験
6.1 構成部品の性能 (1) 構成部品は、それぞれ日本工業規格によるか又は日本工業規格に定める品質と同等以上のものを用いること。 (2) (1)にかかわらず、小型であって JISD9302 の適用を受けることとなる自転車の構成部品は、その主要部品が走行上安全な品質のものを用いること。	6.1 構成部品の性能試験 (1) 構成部品のそれぞれについて、JIS 表示が行われていることを確認し、JIS 表示が行われていない構成部品については、それぞれについて日本工業規格に定める品質と同等以上のものであることを証明する公的な検査機関の試験成績表により確認する。 (2) 次の事項について目視により確認する。 ア ハンドルをはじめ限界標識の位置まで上げて固定し、ハンドルバーの片側にぎり中央部に 200N (20 kg f) の力を 1 分間かけても折損又は著しい変形がないこと。 イ ペダルを最下位置におき、ペダル中央部に 500N (50 kg f) の荷重を 1 分間かけても折損又は著しい変形がないこと。 ウ 自転車の各部、特にフレームや前ホークにへこみや変形等がないこと。
6.2 構成部品の形状等 (1) 構成部品が正しく取り付けられ、確実に固定され、かつ、使用状態において各部が正常に作動するものであること。 (2) 構成部品が適正に組まれた状態において、普通自転車として安全かつ円滑に走行できるものであること（小型であって JISD9302 の適用を受けるものを除く。）。	6.2 構成部品の形状等試験 (1)、(2) JISD9301 又は JISD9302 に係る表示が行われていることを確認し、当該表示が行われていない自転車については、その区分に応じ日本工業規格に定める性能及び構造と同等以上のものであることを証明する公的な検査機関の試験成績表により確認すること。
7 構成部品以外の部品の構造、形状及び性能 前照灯、スタンド、又は錠が整備されている場合にあっては、次の基準に適合するものとする。 7.1 前照燈の構造等	7 構成部品以外の部品の構造、形状及び性能試験 7.1 前照燈の構造等試験

	<p>(1) 正しく取り付けられ、走行中確実に固定されるとともに、正常に作動すること。</p> <p>(2) 自転車に備え付けられた場合において、夜間前方 10 m にある交通上の障害物を容易に確認できるもので、実用に耐えるものであること。灯光の色は白色又は淡黄色であること。</p>	<p>(1) JISD9301 又は JISD9302 に係る表示の行われていることを確認し、当該表示の行わっていない自転車については、JISD9301 又は JISD9302 に定める規格に適合するものであることを証明する公的な検査機関の試験成績表により確認する。</p> <p>(2) ダイナモ式の前照灯を用いている場合は、JISC9502 に係る表示の行われていることを確認し、当該表示の行わっていない前照灯又はダイナモ式以外の前照灯を用いている場合には、前方 10 m の道路上の明確なホットスポットにより、直径 10 cm 程度の小石を明確に確認できるもので、かつ、ダイナモ式のものにあっては、ダイナモの発電能力に応じた電球を用いていることを確認する。</p>
7.2 スタンドの構造等	7.2 スタンドの構造等試験	
<p>(1) 構造 正しく取り付けられ、運転者によって容易かつ正常に作動し、それを立てたとき自転車が容易に倒れないような構造のこと。</p> <p>(2) 形状 走行中運転操作を妨げず、かつ、それを立てかけたとき歩行者等に危害を及ぼさないように装置されていること。</p>	<p>(1) 構造試験 JISD9301 又は JISD9302 に係る表示が行われていることを確認し、当該表示が行わっていない自転車については、目視及び手動により確認する。</p> <p>(2) 形状試験 目視及び手動により確認する。</p>	
7.3 錠の構造等	7.3 錠の構造等試験	
<p>(1) 構造及び性能 堅牢な構造で、かつ、確実に施錠できるものであること。</p> <p>(2) 形状 ア 正しく、かつ、確実に取り付けられていること。 イ 走行中運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないように装置されていること。 </p>	<p>(1) 構造及び性能試験 JISD9456 に係る表示が行われていることを確認し、当該表示が行わっていない錠については、JISD9456 に定める基準に適合するものであることを証明する公的な検査機関の試験成績表により確認すること。</p> <p>(2) 形状試験 ア JISD9301 又は JISD9302 に係る表示が行われていることを確認し、当該表示が行わっていない自転車については、手動により確認する。 イ 目視により確認する。 </p>	
7.4 その他	7.4 その他	
運転操作を妨げ、又は歩行者等に危害を及ぼすような部品を備えないものであること。	目視により確認する。	
8 表示事項	8 表示事項	
自転車のフレームの見易い位置に容易に消えない方法で型式番号及び認定を受けた者の氏名、製作若しくは組立ての時期又はその略号を表示すること。	目視により確認する。	